

広島県警察の組織に関する規則及び警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月29日

広島県公安委員会

委員長 西野 泰代

## 広島県公安委員会規則第2号

### 広島県警察の組織に関する規則及び警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

(広島県警察の組織に関する規則の一部改正)

第1条 広島県警察の組織に関する規則(昭和37年広島県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(人身安全対策課の分掌事務) 第13条の4 人身安全対策課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(3) 略 <u>(4) 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成26年法律第126号)に関すること。</u> (5)～(8) 略</p> <p>(危機管理課の分掌事務) 第23条の2 危機管理課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(4) 略 (5) 特定物質(化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)第2条第3項に規定する特定物質をいう。)及び特定病原体等(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第21項に規定する特定病原体等をいう。)を使用したテロリズム(広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的の達成を意図して行われる極左的主張その他の主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう。次条において同じ。)が行われることを防止するための特定物質及び特定病原体等の防護に関すること。</p>	<p>(人身安全対策課の分掌事務) 第13条の4 人身安全対策課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(3) 略  (4)～(7) 略</p> <p>(危機管理課の分掌事務) 第23条の2 危機管理課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(4) 略 (5) 特定物質(化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)第2条第3項に規定する特定物質をいう。)及び特定病原体等(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第19項に規定する特定病原体等をいう。)を使用したテロリズム(広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的の達成を意図して行われる極左的主張その他の主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう。次条において同じ。)が行われることを防止するための特定物質及び特定病原体等の防護に関すること。</p>

(警察職員の定員の配分に関する規則の一部改正)

第2条 警察職員の定員の配分に関する規則(昭和35年広島県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表中

515	465	311	1,543	359
1,002	1,104	1,305	3,646	161

を

524	454	312	1,542	360
993	1,115	1,304	3,647	160

に改める。

附 則

この公安委員会規則は、令和6年4月1日から施行する。